委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年6月9日

	中.	ıŀ
--	----	----

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○知事 ● 市区町村長等	
2. 都道府県名	兵庫県	
3. 市区町村名	加東市	
4. 届出番号	12	
5. 独自利用事務の事例番 号	108-1	
	http://www.city.kato.lg.jp/kakukanogoannai/shiminkyoudoubu/shiminka/number/1454058642007.html	

執行機関名 加東市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で 定めるもの	加東市福祉医療費助成に関する条例による重度障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
①番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		加東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第 1の項 加東市福祉医療費助成に関する条例による重度障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年 法律第百二十三号)第1条	加東市福祉医療費助成に関する条例(平成18年条例第107号)第1条
	第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい	じ。)、乳幼児等、こども並びに母子家庭、父子家庭及び遺児(以下「母子家庭等」 という。)に係る医療費の一部を助成すること(以下「福祉医療費の助成」という。)に
⑦独自利用事務の関連規範		加東市福祉医療費助成に関する条例(平成18年条例第107号) 加東市福祉医療費助成に関する条例施行規則(平成18年規則第58号)